

北海道ギャンブル等依存症対策推進計画（仮称）の策定について

平成 3 1 年 3 月 2 8 日

障がい者保健福祉課

1 計画策定の趣旨・根拠

昨年施行されたギャンブル等依存症対策基本法において、ギャンブル等依存症対策に関する基本理念や国、地方公共団体等の責務、基本計画の策定等が明記されており、国では、現在、基本計画の策定が進められている。

基本法では、都道府県は「国の基本計画を基本とするとともに、都道府県の実情に即した依存症対策の推進に関する計画を策定するよう努めなければならない」と定められていることから、道においても、国の基本計画を踏まえ、道の推進計画を策定する。

2 計画に盛り込むべき事項

- (1) ギャンブル等依存症の現状、課題
- (2) 基本理念
- (3) 国、地方公共団体、関係事業者、国民（道民）の責務
- (4) 基本方針
- (5) 重点目標
- (6) 具体的取組
- (7) 推進体制
など

3 推進会議における検討事項

- (1) 実態把握の手法
- (2) 計画の構成
- (3) 計画案